

令和8年度
第1回

東松島市創業支援補助金

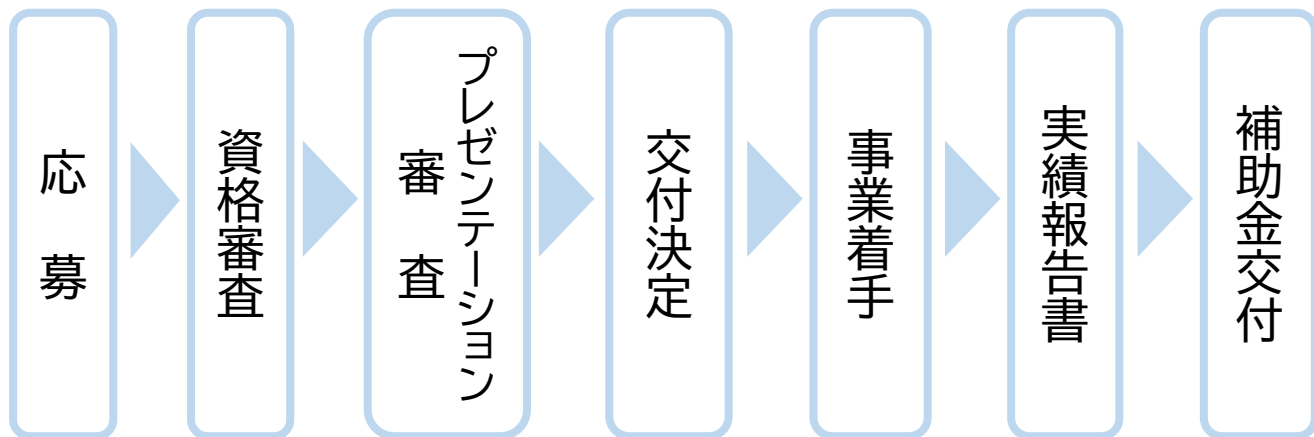
東松島市内で新たに創業・第二創業する方に対し、その経費の一部を補助します！

	補助率	補助上限額	補助対象経費
創業	2/3以内	180万円 以内	事務所等の増改築費 事務所等の借入費 設備・備品費 広報費 開業事務手数料 マーケティング調査費 専門家助言・指導費
第二創業	1/3以内		

募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月17日(金)17時まで必着

補助金交付までの流れ



問い合わせ先

東松島市役所産業部商工観光課

商工振興・企業誘致係

電話：0225-82-1111(内2167)

E-mail：syoko@city.higashimatsushima.miyagi.jp



申請書の提出前に**事前にご相談ください！**

対象者

本補助金の募集対象者は、以下の(1)から(3)の要件を全て満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ・市内で新たに創業または第二創業をする個人または中小企業者など
- ・補助金申請年度又は前年度から市内で創業または第二創業した個人または中小企業者など

(2) 補助事業期間満了日までに個人開業又は会社等の設立を行い、市内に事務所等を設置する者

(3) 「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の交付を受けた者

※特定創業支援等事業…「創業チャレンジセミナー(東松島市商工会主催)」、「創業開成塾(石巻産業創造(株)主催)」、「ひがしまつしま創業アカデミー(東松島市、宮城県よろず支援拠点共催)※受講には要件があります」

ただし、次の方は**対象外**となります。

- ✓暴力団関係者
- ✓市町村の市税等滞納者
- ✓過去にこの補助金を受けた方

※詳細は募集要項をご覧ください。

補助対象事業

宮城県信用保証協会による信用保証の対象となる業種を営む事業

ただし、次の事業は**対象外**となります。

- ✓他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- ✓風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可を要する事業
- ✓フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

※詳細は募集要項をご覧ください。

提出書類

(1)	東松島市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)
(2)	東松島市創業事業計画書(様式第2号)
(3)	収支予算書(様式第3号)
(4)	特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
(5)	交付申請額の算出基礎資料(見積書の写し等)
(6)	住所を有する市区町村の市税等の完納を証明する書類
(7)	暴力団員等の所属に関する宣誓及び調査同意書(様式第4号)
(8)	申請者本人を確認できる書類の写し (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
(9)	既創業者等は、次に掲げる書類 ア 個人として創業等をした場合は、開業したことが確認できる公的書類の写し (開業届の写し等) イ 法人として創業等をした場合は、登記事項証明書及び定款又は規約

※市ホームページより各種様式をダウンロードできます。
※必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。



市ホームページはこちら⇒

